

# 届け出をお忘れなく ~各種届け出手続き一覧~

春は転勤・就職・進学など転居の季節です。住所が変わると、下表のような手続きが必要となります。表中の※は、手続きに必要なものです。ご不明な点は電話で確認の上、ご来庁ください。  
 なお、**戸籍住民課の届出窓口は3月30日(月)～4月3日(金)、4月6日(月)の受付時間を午後7時まで延長いたします。**詳しくは本誌全市版30ページをご覧ください。

詳細 豊平区役所 ☎822-2400(代表)

手続き内容	転出(豊平区→市外)	転入(市外→豊平区)	札幌市内・豊平区内での転居	担当
住所の変更 (住民票の異動)	転出届→あらかじめまたは転出した日から14日以内。 ※届出人の本人確認書類(免許証・保険証など)	転入届→転入した日から14日以内。 ※届出人の本人確認書類(免許証・保険証など)・転出証明書(前住所地で発行)	転入・転居届→新住所地の区役所で転居した日から14日以内。 ※届出人の本人確認書類(免許証・保険証など)	戸籍住民課
	転出先の住所が必要です。 (最低でも市区町村名まで)	正確な住所(○番○号か○番地まで)を確認して届けてください。市内の他区へ異動する場合は、前住所地の区役所へ行く必要はありません。		
印鑑登録	印鑑登録証の返還→登録は転出届により自動的に廃止になります。	新たに登録手続き ※登録印鑑・所定の本人確認書類(事前にお問い合わせください)	転入・転居届により自動的に住所が変更されます。	区役所1階
転校 (小中学校)	在学証明書・教科書給与証明書を前の学校で発行してもらってください。	入校票をお渡ししますので在学証明書(前の学校で発行)と併せて転校先に提出してください。		
国民健康保険	脱退手続き、国民健康保険証の返還→転出前に。 ※印鑑・納付通知書	加入される方は加入手続き→転入した日から14日以内。 ※印鑑(通帳使用印)・預金通帳	住所変更手続き→新住所地の区役所で転居した日から14日以内。 ※印鑑・国民健康保険証・納付通知書	保険年金課
介護保険	介護保険証の返還(要支援・要介護に認定されている方には、介護保険受給資格証明書を発行します)	転入手続き(介護保険受給資格証明書を所持の方)	住所変更手続き ※介護保険証	
後期高齢者医療	道内へ転出・道内から転入・市(区)内転居：転入・転居届により新しい被保険者証が1週間程度で送付されます。 道外へ転出：被保険者証の返還、負担区分等証明書の交付を受けてください。	道外から転入：加入申請手続き→転入した日から14日以内。 ※負担区分等証明書		区役所1階
国民年金	加入者	転入手続き→第1号被保険者と任意加入者は転入手続きが必要です。	第1号被保険者と任意加入者は、転入・転居届により自動的に住所が変更されます。	区役所1階
	受給者	住所・支払い機関変更届(はがき)を異動先の社会保険事務所に郵送してください。詳しくは札幌東社会保険事務所(白石区菊水1条3丁目 ☎831-0735)か、区役所	年金係にお問い合わせください。	
児童手当	消滅手続き	新たに申請手続き(後日、書類を用意していただくこともあります)	転入・転居届により自動的に住所が変更されます。	保健福祉課
児童扶養手当 特別児童扶養手当	転出先で住所変更手続き	住所変更手続き ※手当証書	住所変更手続き→新住所地の区役所で。※手当証書など	
特別障害者手当 障害児福祉手当 福祉手当	転出先で住所変更手続き	住所変更手続き ※身体障害者手帳・療育手帳・本人名義の通帳	住所変更手続き→新住所地の区役所で。 ※身体障害者手帳・療育手帳	区役所3階
身体障害者手帳 療育手帳	福祉乗車証・福祉タクシー利用券・各種乗車券・自動車燃料助成券の返還	住所変更手続き ※手帳(療育手帳の場合は、本人の顔写真も必要です)	住所変更手続き→新住所地の区役所で。 ※身体障害者手帳・療育手帳	
敬老手帳 (65歳以上)	敬老手帳の返還	必要な方に窓口交付 ※保険証など、年齢を確認できるもの	ご自分で住所を書き換えてください。新たな手帳が必要な場合はお取り替えします。	区役所3階
敬老優待乗車証 (70歳以上)	市外に転出された方は、敬老優待乗車証のご利用はできません。 ※有効期限内の未使用の乗車証は返還できますので、区役所保健福祉課にお問い合わせください。	当該年の6月30日までに住民登録があり、引き続き居住している方は9月交付の対象となります(8月ころ案内通知)。	敬老優待乗車証はそのままご使用ください。	
医療助成(子ども(乳幼児)・重度障がい・ひとり親)	受給者証の返還	新たに申請手続き ※所得証明書・保険証・身体障害者手帳(重度障がいの方)など	住所変更手続き→新住所地の区役所で。 ※受給者証	課税課
軽自動車税	原動機付自転車(125cc以下) 小型特殊自動車	新たに登録手続き ※印鑑、廃車証明書(または譲渡証明)、運転免許証	転入・転居届により自動的に住所が変更されますが、標識交付証明書の住所変更をしてください。	
	軽自動車(四輪) 軽二輪(125cc超250cc以下)	転出先の軽自動車協会での手続き	札幌地区軽自動車協会(北区新川5条20丁目 ☎768-3955)で手続き(受付時間：午前8時45分～11時45分、午後1時～3時30分)	
自動車税	自動二輪(250cc超)	転出先の運輸支局で手続き	札幌運輸支局登録・手続案内(東区北28条東1丁目 ☎050-5540-2001)で手続き	
固定資産税	土地・建物などの所在地の市区町村へ住所変更の連絡をしてください(電話やはがきでも結構です)。			

\*水道・下水道に関する届け出の手続きは、水道局電話受付センター(☎211-7770)までお問い合わせください。

